

〔 8 〕 補 足 資 料

様式第十六号 （第四条、第十条、第十九条の四関係）

損 益 計 算 書

自 年 月 日
至 年 月 日

（会社名）

I 売 上 高

千円

完成工事高

兼業事業売上高

別紙一「工事種類別完成工事高 工事種類別
元請完成工事高」の項番 3 4 合計額と一致

II 売 上 原 価

完成工事原価

兼業事業売上原価

売上総利益（売上総損失）

完成工事総利益（完成工事総損失）

兼業事業総利益（兼業事業総損失）

III 販売費及び一般管理費

役員報酬

従業員給料手当

退職金

法定福利費

福利厚生費

修繕維持費

事務用品費

通信交通費

動力用水光熱費

調査研究費

広告宣伝費

貸倒引当金繰入額

貸倒損失

交際費

寄付金

地代家賃

減価償却費

開発費償却

租税公課

保険料

雑 費

営業利益（営業損失）

X 2 の利払前税引前償却前利益の営業利益
はここに記載される金額で審査
決算期が 1 2 か月に満たない場合の換算方
法は現行の完成工事高と同じ。

IV	営業外収益		
	受取利息及び配当金	-----	
	その他	_____	_____
V	営業外費用		
	支払利息	-----	
	貸倒引当金繰入額	-----	
	貸倒損失	-----	
	その他	_____	_____
	経常利益（経常損失）		-----
VI	特別利益		
	前期損益修正益	-----	
	その他	_____	_____
VII	特別損失		
	前期損益修正損	-----	
	その他	_____	_____
	税引前当期純利益（税引前当期純損失）		-----
	法人税、住民税及び事業税	-----	
	法人税等調整額	_____	_____
	当期純利益（当期純損失）		=====

完 成 工 事 原 価 報 告 書

自 年 月 日
至 年 月 日

（会社名）

千円

I	材 料 費	
II	労 務 費	-----
	（うち労務外注費 _____）	-----
III	外 注 費	-----
IV	経 費	_____
	（うち人件費 _____）	
	完成工事原価	=====

注 記 表

自 年 月 日

至 年 月 日

(会社名)

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
- 4-2 会計上の見積
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬の訂正
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高	千円
裏書手形譲渡高	千円
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 8 損益計算書関係
 - (1) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
 - (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）
- 9 株主資本等変動計算書関係
 - (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
 - (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
 - (3) 剰余金の配当
 - (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
- 10 税効果会計
- 11 リースにより使用する固定資産

会計監査人設置会社に限り、研究開発費の額を記載させることとした。
経営事項審査のWの研究開発費の額は、ここに記載される金額で審査。
決算期が12か月に満たない場合の換算方法は、現行の完成工事高と同じ。

会社計算規則の改正に併せ、記入項目を整理

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価等

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17-2 収益認識関係

18 その他

〈様式〉

「資本性借入金」該当証明書

令和 年 月 日

所有資格
商号又は名称
氏名

〇〇株式会社において、令和 年 月 日時点の借入残高のうち、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円は、以下の〈貸出条件〉に該当し、【借入内容】に記載の内容が適当であることを証明します。

〈貸出条件〉

	要件	該当箇所
償還条件	償還期間が5年超	
	期限一括償還* ¹	
金利設定	配当可能利益に応じた金利設定* ²	
劣後性	法的破綻時の劣後性の確保* ³	

*¹同等に評価できる長期の据置期間が設定されている場合は該当しない。

*²業績連動型が原則。債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること。

*³少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっている場合も該当する。

【借入内容】

科目		内容
貸出主		
借入金額		
借入期間		年 月 日～ 年 月 日
当期決算日における残存年数		年以上 年未満
自己資本と扱う額* ⁴	当期決算日 (年 月 日)	
	前期決算日 (年 月 日)	

*⁴「自己資本と扱う額」において、貸借対照表上の純資産との合算値は記載しない。

認定能力評価基準におけるレベル3・4の技能者について

令和2年4月1日以降の経営事項審査においては、審査基準日時点で建設キャリアアップカード（レベル3，レベル4）の交付を受けている技能者は、技術職員として評価されるようになりました。

1 経営事項審査における「レベル3」及び「レベル4」の取扱いについて

・有資格区分コード

レベル3技能者＝703

レベル4技能者＝704

・点数

レベル3技能者＝2点

レベル4技能者＝3点

・確認資料

能力評価（レベル判定）結果通知書

（当該結果通知書には、レベル及び職種が記載されているので、建設キャリアアップカードの写しは不要です。）

なお、結果通知書については、能力評価実施機関にお問い合わせください。

〈能力評価結果通知書見本〉

能力評価（レベル判定）結果通知書	
技能者氏名	殿
能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を鉄筋技能者レベル3として認定します。	
【申請者氏名】	建設 太郎
【技能者ID】	12345678901234
【生年月日】	〇〇年〇月〇日
【職種(呼称)】	鉄筋
【評価年月日】	2019年12月6日
【評価結果】	レベル3
2019年12月6日 鉄筋技能者能力評価実施機関	

2 レベル4、レベル3技能者で評価できる業種について

技術職員数値の算出における、レベル4技能者及びレベル3技能者の技能の区分については、次の表の左の認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右の建設業の種類のいずれかに計上するものとします。

能力評価基準	建設業の種類
電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
P C技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工、建築
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
A L C技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木

ウレタン断熱技能者能力評価基準	熱絶縁
発破・破砕技能者能力評価基準	とび・土工
建築測量技能者能力評価基準	大工
圧入技能者能力評価基準	とび・土工
さく井技能者能力評価基準	さく井
解体技能者能力評価基準	解体
計装工事技能者能力評価基準	電気、管、機械器具設置、電気通信
土質改良技能者能力評価基準	とび・土工、土木
潜函技能者能力評価基準	とび・土工
住宅建築関連技能者能力評価基準	大工、建築
石材施工技能者能力評価基準	石
斜面防災技能者能力評価基準	とび・土工、さく井
道路等法面保護工事技能者能力評価基準	とび・土工
都市トンネル技能者能力評価基準	土木、とび・土工

〔3〕
（その
他の
社会
性
審査
等
項目）

〔4〕
再
来
の
方
法

〔5〕
特
殊
経
審

〔6〕
変
更
届
出
書
の
訂
正

〔7〕
最
終
チ
ス
エ
ツ
トク

〔8〕
補
足
資
料

×年×月×日

〇〇株式会社取締役会御中

〇〇監査法人

公認会計士〇〇〇〇印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号（金融商品取引法第193条の2）の規定に基づく監査証明を行うため、〇〇株式会社の ×年×月×日から ×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は当該監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

①無限定適正意見の文例

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

②限定付適正意見の文例

会社は、・・・・・・について、・・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば・・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、当期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

③不適正意見の文例

会社は、・・・・・・について、・・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば・・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、当期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項が計算書類及び附属明細書に与える影響の重要性にかんがみ、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示していないものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

×年×月×日

会計参与報告

〇〇株式会社会計参与〇〇〇〇印

- 1 私と〇〇株式会社は、会計参与の職務の実施に関して下記の合意をした。
 - (1) 会社は私に対し、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）作成のための情報を適時に提供し、私は会社の業務及び現況を十分理解して取締役と共同して計算関係書類を作成すること。
 - (2) 会社は申述書を私に提出すること。
 - (3) 私が業務上知り得た会社及びその関係者の秘密を他に漏らし、又は盗用してはならないこと。
 - (4) 計算関係書類及び会計参与報告の閲覧・交付の請求に当たっては、株主及び債権者に対し、あらかじめ会社に閲覧・交付の請求をすることが必要である旨を明らかにする適切な方法を会社が講ずること。
- 2 私が〇〇株式会社の経理担当の取締役の〇〇〇〇氏と共同して作成した書類
〇〇株式会社の ×年×月×日から ×年×月×日までの第×期事業年度の計算関係書類
- 3 計算関係書類の作成のための基本となる事項
 - (1) 試算の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項
- 4 計算関係書類の作成のために用いた資料の種類その他計算関係書類の作成の過程及び方法は次のとおりである。

総勘定元帳、各種補助簿、棚卸表等

総勘定元帳等は取締役の責任で作成し、私は「会計参与の行動指針」に従って取締役と共同して計算関係書類を作成した。
- 5 計算関係書類の作成のために行った報告の徴収及び調査の結果
不良資産、陳腐化棚卸資産についての報告を聴取した結果、これらについては適切な処理が行われており、また簿外債務はない旨の回答を得た。また調査を実施すべき事態は生じなかった。
- 6 私が計算関係書類の作成に際して取締役〇〇〇〇氏及びその補助者である経理部門担当者と協議した主な事項は次のとおりである。

研究開発費の会計処理

有価証券の時価評価の方法

以上

監査の受審状況における経理処理の適正を確認した書類として使用する。

経理処理の適正を確認した旨の書類

建設業者の商号又は名称、確認の対象
となる決算期の期間と期を記入

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
.....の 年 月 日から 年 月 日までの
第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等
変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理
に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

年 月 日

商号又は名称
所属・役職

氏 名

以下の資格を持つ申請会社の常勤の役職員が、
自ら署名する。

- ①公認会計士、税理士及びこれらとなる資格を
有する者
- ②1級登録経理試験に合格した者

記載要領

「 地方整備局長

北海道開発局長 については、不要なものを消すこと。
知事」

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項 目	内 容
全体	前期と比較しおおむね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債務 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。

未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。

引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡しを完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積もることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡しを完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上（全般）	収益及び費用については、一会計期間に属する全ての収益とこれに対応する全ての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。

工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準（工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等）に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡しの日として合理的であると認められる日（作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別の上適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続を経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払を受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
J V	共同施工方式の J V に係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、J V 全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式の J V に係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、J V 全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	J V を代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益又は未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

建設機械の保有状況一覧表

許可番号

[3] 社会の審査項目
[4] 再 来 の 方 法
[5] 特 殊 経 審
[6] 変 更 届 出 書 の 訂 正
[7] リ 最 終 チ ャ ッ ク
[8] 補 足 資 料

申請者名		審査基準日		令和 年 月 日			
通番	建設機械の種類	メーカー名	型 式	車台番号又は製造番号	特記事項	所有又はリース	購入日又はリース契約期間
1						所有 リース	～
2						所有 リース	～
3						所有 リース	～
4						所有 リース	～
5						所有 リース	～
6						所有 リース	～
7						所有 リース	～
8						所有 リース	～
9						所有 リース	～
10						所有 リース	～
11						所有 リース	～
12						所有 リース	～
13						所有 リース	～
14						所有 リース	～
15						所有 リース	～

記載要領

- 「建設機械の種類」の欄は、該当するものを選択すること。
- 「特記事項」の欄は、下記のとおり記載すること。
 - ショベル系掘削機は、フロントアタッチメント(付属装置)の種類(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン、パイルドライバなど)を記入すること。
 - ブルドーザーは、自重を記載すること。 ※自重3トン以上であること。
 - トラクターショベルは、バケット容量を記載すること。 ※バケット容量0.4立方メートル以上あること。
 - モーターグレーダーは自重を記載すること。 ※自重5トン以上であること。
 - ダンプ車は土砂等の運搬に供されるもので、種類(ダンプ、ダンプフルトレラ、ダンプセミトレラなど)を記載すること。
 - 移動式クレーンの場合はつり上げ荷重を記載すること。 ※つり上げ荷重3トン以上であること。
 - 高所作業車は、作業床の高さを記載すること。 ※作業床の高さ2メートル以上であること。
 - 締固め用機械は種類(ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラーなど)を記載すること。
 - 解体用機械は種類(ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機など)を記載すること。
 - 不整地運搬車は、積載量を記載すること。
 - アスファルト・フィニッシャは、自重を記載すること。
- 「所有又はリース」の欄には、該当する方に○を付けること。
- 「購入日又はリース契約期間」の欄には、売買契約書等の契約日又はリース契約書等における契約期間を記載すること。
- 下の誓約書は、リース契約書等において審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められていない建設機械について、リース期間終了後契約を更新し、引き続き審査基準日から1年7か月以上の期間使用する場合に記入し、通番を記入、チェックを入れること。

誓 約 書

東京都知事 殿

上の通番()の建設機械については、リース契約書等において1年7か月以上の使用期間が定められていないため、リース期間終了後、リース契約の更新又は建設機械の買取りにより、引き続き審査基準日から1年7か月以上の期間使用することを誓約します。

上記に該当する場合はレ点(チェックマーク)を記入してください。

チェック欄 ☐

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第 2 5 号の 1 1・別紙 2 の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

地方整備局長

年 月 日

北海道開発局長

知事 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

通番	氏 名	生年月日

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 規則別記様式第 2 5 号の 1 1・別紙 2 の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（6 5 歳以下の者に限る。）について記載すること。
- 3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第 2 5 号の 1 1・別紙 2 の記載と統一すること。

1級又は2級技士の一次検定に合格した者（1級技士補・2級技士補）
や許可は受けているが経営事項審査で申請しない業種についての技術者
等、「技術職員名簿」に記載のない者で該当者を記載する。

（用紙A4）

令和 X 年 X 月 X 日

CPD単位を取得した技術者名簿

（技術職員名簿に記載のある者を除く）

（例）

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	新宿 三郎	昭和25年3月3日	28
（例）「公益社団法人空気調和・衛生工学会」によって取得を認定された場合、 $48.0(\text{単位}) \div 50(\text{告示別表第18の右欄に掲げられている数値}) \times 30 = 28.8$ しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合、 これを切り捨て、「28」となる。			
2	新宿 史郎	平成10年12月26日	30
（例）「一般財団法人建設業振興基金」によって取得を認定された場合、 $18.0(\text{単位}) \div 12(\text{告示別表第18の右欄に掲げられている数値}) \times 30 = 45.0$ しかし、各技術者のCPD単位の上限は30のため、「30」となる。			
3	東京 花子	平成11年4月15日	
取得単位が「0」の場合は空欄で可			
※審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象です。			
上記技術者が取得したCPD単位の合計（①）			58
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計（②）			58
CPD単位総計（①＋②）			116

別紙二「技術職員名簿」のCPD単位取得数の合計を記入

項番46 CPD単位取得数

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

審査基準日：令和8年3月31日の例

令和 8 年 9 月 1 日

技能者名簿

(例)

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	新宿 次郎	平成4年4月12日	令和6年1月1日	○	
			審査基準日から3年以内		
2	新宿 和子	昭和49年12月1日	令和4年8月31日	○	
			審査基準日から3年の前の日以前		
3	東 昭	昭和40年8月15日			
※認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査します。 (期間中にレベル1となったものはレベル向上対象とはなりません。)					
CPD単位を取得した技術者とレベルアップした技能者のいずれも該当なし(項番46 CPD単位取得数 及び項番47 技能レベル向上者数がいずれも「0」)の場合、項番47 の技能者数と技能者名簿の記載及び確認書類の提示は省略可とする。(この場合、技 能者は0人とみなす。)					
合計	3 (人)			1 (人)	1 (人)

記載要領

項番47 技能者数

項番47技能レベル向上者数

項番47 控除対象者数

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

- 〔3〕その他の審査項目
- 〔4〕再来の方法
- 〔5〕特殊経審
- 〔6〕変更届出書の訂正
- 〔7〕最終チェック
- 〔8〕補足資料

- 〔3〕その他の審査項目
- 〔4〕再来の方法
- 〔5〕特殊経審
- 〔6〕変更届出書の訂正
- 〔7〕最終チェック
- 〔8〕補足資料

- 〔3〕その他の審査項目
- 〔4〕再来の方法
- 〔5〕特殊経審
- 〔6〕変更届出書の訂正
- 〔7〕最終チェック
- 〔8〕補足資料

- 〔3〕その他の審査項目
- 〔4〕再来の方法
- 〔5〕特殊経審
- 〔6〕変更届出書の訂正
- 〔7〕最終チェック
- 〔8〕補足資料

- 〔3〕その他の審査項目
- 〔4〕再来の方法
- 〔5〕特殊経審
- 〔6〕変更届出書の訂正
- 〔7〕最終チェック
- 〔8〕補足資料

- 〔3〕その他の審査項目
- 〔4〕再来の方法
- 〔5〕特殊経審
- 〔6〕変更届出書の訂正
- 〔7〕最終チェック
- 〔8〕補足資料

- 〔3〕その他の審査項目
- 〔4〕再来の方法
- 〔5〕特殊経審
- 〔6〕変更届出書の訂正
- 〔7〕最終チェック
- 〔8〕補足資料

- 〔3〕その他の審査項目
- 〔4〕再来の方法
- 〔5〕特殊経審
- 〔6〕変更届出書の訂正
- 〔7〕最終チェック
- 〔8〕補足資料

- 〔3〕その他の審査項目
- 〔4〕再来の方法
- 〔5〕特殊経審
- 〔6〕変更届出書の訂正
- 〔7〕最終チェック
- 〔8〕補足資料

- 〔3〕その他の審査項目
- 〔4〕再来の方法
- 〔5〕特殊経審
- 〔6〕変更届出書の訂正
- 〔7〕最終チェック
- 〔8〕補足資料

- 〔3〕その他の審査項目
- 〔4〕再来の方法
- 〔5〕特殊経審
- 〔6〕変更届出書の訂正
- 〔7〕最終チェック
- 〔8〕補足資料

- 〔3〕 〔その他の審査項目〕
- 〔4〕 〔再来の方法〕
- 〔5〕 〔特殊経審〕
- 〔6〕 〔変更届出書の訂正〕
- 〔7〕 〔最終チェック〕
- 〔8〕 〔補足資料〕

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(七)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」において、令和 年 月 日付
で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（行う/行っている）ことを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般
財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行う
こと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

年 月 日

住所
商号又は氏名
代表者氏名

申請区分 ☐ (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項 目	日 付
審査基準日	年 月 日
取組開始日	年 月 日

記載要領

- 1 「(行う/行っている)」については、不要のものを消すこと。
- 2 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 3 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する英字を記入すること。
- 4 「A. 取り組みを行う」について、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合を指す。なお、取組開始日の到来後、当該自主宣言の取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 5 「B. 取り組みを行っている」について、審査基準日時点で取組開始日が到来している者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合を指す。なお、当該自主宣言の取り組みを行っていないにもかかわらず本誓約書を提出した場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 6 表には、受審している経営事項審査の審査基準日及び「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」で設定している取組開始日を記入すること。

登録番号（8）31

経営事項審査申請説明書（経営規模等評価申請・総合評定値請求説明書）

発行 令和8年9月
東京都都市整備局市街地建築部建設業課
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
TEL 03-5321-1111（代表）

印刷 有限会社 雄久社
〒154-0017
東京都世田谷区世田谷1-24-7

